

令和4年12月26日招集

第12回 狹山市農業委員会総会議事録

狹山市農業委員会

令和4年第12回狹山市農業委員会総会

令和4年12月26日（月曜日） 開催場所 狹山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
 - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後2時20分

本日の出席農業委員 13名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 小野田 敏 枝
4番 細 田 幸 司	5番 仲 川 知 範	6番
7番 小 口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸 口 秀 敏
10番 平 本 洋 章	11番 増 田 棟 順	12番 吉 田 博 幸
13番 渡 邊 隆 夫	14番 増 田 茂	

（本日の欠席委員 1名）

6番 横 田 泰 宏

本日の出席推進委員 7名

甲 田 善 徳	清 水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
奥 富 文 典	片 岡 弘 幸	高 橋 弘 樹	

（本日の欠席推進委員 1名）

齋 藤 孝 史

職務のため出席した事務局職員

局長 岩 田 光 弘	主幹 吉 澤 裕 二
------------	------------

事務局 定刻になりましたので、これより令和4年第12回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・総会議案書
- ・資料1 議案図面資料
- ・議案第4号 狭山市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準（案）

席上に配付しました

- ・資料2 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・生産緑地の斡旋について（依頼）

宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第12回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。

最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 （会長の挨拶）

事務局 ありがとうございました。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第12回狭山市農業委員会総会を開催します。

なお、議席番号6番 横田委員、また農地利用最適化推進委員の斎藤委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号13番 渡邊委員と14番 増田茂委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

最初に第12回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 農地法第3条の申請が、柏原地区で1件、農地法第5条の申請は、堀兼地区で3件、奥富地区で1件、併せて4件です。
農用地利用集積計画が、堀兼地区で2件です。

議長 それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。
はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 雑草は落ち着いてきましたが、長い枯草が放置されているところもあるので、引き続き見回りを行っていききたいと思います。

議長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 枯草が刈り取られないままになっているところもあるので、引き続き見回りを行っていききたいと思います。

議長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 11月頃は里芋の葉で隠れて見えなかった雑草が、ここにきて目立つようになってきたので、年明けにでも対応したいと考えています。

議長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 背の高い枯草が放置されて、火災が心配されるような場所が見受けられるので、注意喚起をしていききたいと思います。

議長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 枯草火災が心配な農地があるので、地権者の方に声をかけて早めに処理をしていただきたいということを伝えていききたいと思います。

議長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 昨年、遊休農地で草が繁茂しているということで報告した農地がきれいになって、コンテナ倉庫が置かれているので、きちんと申請がされるのか気になっています。

議長 続いて、水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 丈の高い草が枯れたままになっているところが目立ちます。引き続き声掛けをしていきたいと思います。

議 長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。

渡邊委員 奥富地区のコンテナについて、届は出ていますか。

事務局 確認してみます。

議 長 他に質疑等がありますか。
ないようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。
各地区の推進委員におかれましては、引き続き、宜しく願いいたします。
それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を議題とします。
議案第1号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 今回は、利用権の設定が2件12筆、地目はすべて「畑」で25,984㎡です。
所有権移転は、ございません。

1 件目

渡し人は堀兼にお住まいの方、受け人は同じく堀兼にお住まいの方です。
所在地は大字堀兼字広野、地目は畑、面積は1,749㎡、権利の種類は5年間の
賃貸借権設定です。
受け人は認定農業となっています。

2 件目

渡し人は堀兼にお住まいの方、受け人は渡し人の息子さんです。
所在地は大字堀兼字広野、外10筆 地目はすべて畑、面積は24,235㎡、権
利の種類は3年間の使用賃貸借権設定です。

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑が無いようですので、利用権設定については承認いただいたものといたしま
す。
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

増田棟順 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。
委員 申請地は狭山市柏原字下田、地目は田、面積は1,004㎡です。

現在の利用状況は遊休農地、許可後は永年作物の作付けが計画されています。
譲受人は狭山市柏原に居住する農業者で、総耕作面積は所有面積19,018.63㎡、内訳は田が5,061.17㎡、畑が13,957.46㎡です。
根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。
次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

落合委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字堀兼字廣野、地目は畑、合計面積は495㎡です。
農地区分につきましては、
・10ha以上の集団性がある はい
・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
・インフラの整備が進んでいる いいえ
・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ
以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は茶畑となっています。事業計画者は狭山市で燃料販売を行っている法人です。転用目的は駐車場敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上奥富字竹ノ花、地目は畑、面積は1,049㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市でオペレーター付きクレーン車のレンタル事業を行っている法人で、転用目的は駐車場及び資材置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

渡邊委員 議案番号3整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字堀兼字旭野、地目は畑、合計面積は199㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は狭山市在住の個人で、転用目的は住宅敷地の拡張です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

関連していますので、議案番号3整理番号4について審査結果を併せて報告します。

申請地は狭山市大字堀兼字旭野、外1筆、地目は畑、合計面積は40㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は既に通路となっています。事業計画者は整理番号3と同じ、転用目的は通路で、地役権設定を行うという申請です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、議案第4号「狭山市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準について」を議題とします。
議案第4号「狭山市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準について」事務局より説明を求めます。

事務局 【狭山市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準について説明】

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件、運用基準を定めてよろしいか、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、狭山市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準を定めることとします。
なお、運用基準の施行は、令和5年1月1日となります。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。
次に、報告事項に移ります。
事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3の規定による届出は2件3筆、地目は全て「畑」、面積は2, 283㎡、全て相続による届出で、あっせんの希望はありません。
農地法第4条の規定による届出は1件1筆、地目「畑」、面積16㎡、転用目的は住宅敷地の拡張です。
農地法第5条の規定による届出は7件10筆で、地目「田」が1筆、面積240㎡、地目「畑」が9筆、面積967.92㎡、転用目的は住宅敷地が6件、道路敷地が1件です。
公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は10件14筆です。

議 長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようです。
次に生産緑地の斡旋について、事務局から説明をお願いします。

事務局 都市計画課より、別紙のとおり、あっせんの依頼がありましたので、よろしくお
願いします。

議 長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑はないようです。
事務局から、その他、何かありましたらお願いします。
その他について、委員から何かありますか。
無いようですので、これをもちまして、第12回狭山市農業委員会総会を終了し
ます。
ご協力ありがとうございました。